

公調委平成24年（ゲ）第5号 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じている圧迫感、不快感及び睡眠妨害の被害は、被申請人が経営するa病院の屋上に設置されている大型空調室外機チラー（以下「大型チラー」という。）及び屋上脱臭装置モーター並びに3階に設置されている空調室外機9台から発生する可聴音及び低周波振動音等による、との裁定を求める。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の経営する医療施設に設置された空調設備等から発生する可聴音（騒音）及び低周波振動音によって、圧迫感、不快感及び睡眠妨害の被害を受けたと主張して、その因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実並びに括弧内掲記の各証拠及び審問の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人は、平成7年12月25日頃から、その所有する東京都武蔵野市〇〇所在の建物（以下「申請人建物」という。）5階部分において、

不動産業を営むとともに、家族と居住する者であり、平成25年7月頃までは、進行性側弯症やてんかん等を患い重度の障害を有する次女の介護もしていた（以下申請人建物5階部分を「申請人宅」という。）。

イ 被申請人は、病院及び診療所の経営等を目的とする医療法人社団であり、平成10年12月、申請人建物南側に隣接する敷地上にa病院（以下「被申請人施設」という。）を開設し、これを経営している。

(2) 申請人建物及び被申請人施設の概要等（乙5、6、職1、2、申請人本人、事実調査の結果）

ア 申請人建物と被申請人施設の位置関係は、別紙1「申請人宅と被申請人施設の位置関係図」のとおりであり、両建物の間隔は、最も近接した地点で約2mである。

イ 申請人建物は、地下1階付き5階建て建物であり、地下1階及び地上1階から4階部分が鉄筋コンクリート造陸屋根、5階部分が鉄骨造亜鉛鋼板葺タイル貼りである。同建物の地下1階部分は駐車場及び店舗として、地上1階及び2階部分は事務所として、同3階及び4階部分は住居として、それぞれ賃貸されている。

申請人宅の間取りは、別紙2「申請人宅（b）平面図」のとおりである。

ウ 被申請人施設は、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根地下1階付4階建て建物である。

(ア) 同施設3階部分の平面図は別紙3「3階平面図」のとおりであり、申請人宅に面するベランダ東側部分に空調室外機が9台（以下「3階室外機群」という。）設置されており、これら全体の側面及び背面を高さ約280cmの防音壁が囲んでいる。

(イ) 被申請人施設屋上部分の平面図は、別紙4「RF平面図」のとおり

であり、同A地点に屋上脱臭装置、同F地点に大型チラー2台及び各大型チラーに付随する液体循環用のモーター2機が設置されているほか、受電設備、厨房排気ファン等複数の機器が設置され、それぞれ稼働している。屋上北側及び西側には高さ約200cmの防音壁が設置されている。

(3) 被申請人施設の騒音規制区域、規制基準等

申請人建物及び被申請人施設が存在する地域は、騒音規制法上の第三種区域（近隣商業地域）に該当し、近隣にはc駅や多数の商業ビルなどが存在する。同地域についての騒音に関する規制基準は、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例136条により、時間の区分ごとに、以下のとおり定められている。

ア	午前6時から午前8時（朝）	55dB
イ	午前8時から午後8時（昼間）	60dB
ウ	午後8時から午後11時（夕）	55dB
エ	午後11時から午前6時（夜間）	50dB

(4) 本件申請に至る経緯等（甲1、2、4、乙7、職1）

申請人は、被申請人施設が開業する以前の平成10年9月頃から、同施設の空調設備の試運転に伴う騒音により申請人宅内で電話内容が聞こえないなどといった苦情を被申請人に申し入れるようになった。

被申請人は、武蔵野市の担当者なども交えながら、申請人との間で話し合いを重ね、その間、前記防音壁を設置したり、大型チラー等の稼働時間を短縮したりするなどの防音対策を講じたものの、申請人の訴える不快感の解消には至らなかった。

申請人は、公的な調停機関等の判断に委ねたい旨の被申請人からの申出を受けて、平成24年4月4日、本件裁定を申請した。

## (5) 職権調査の実施（職2）

本件裁定の申請を受けて、公害等調整委員会事務局（以下「公調委事務局」という。）は、平成25年4月25日午後1時30分から午後3時までの間、塩田正純専門委員（以下「塩田専門委員」という。）の指導の下、大型チラー、屋上脱臭装置及び3階室外機群から発生する騒音及び低周波音と、申請人宅室内における申請人の体感との対応の有無を確認し、申請人の訴える被害の原因を明らかにすることを目的として、以下の調査を実施した。

ア 被申請人施設においては、あらかじめ公調委事務局が策定した計画に従い、前半・後半の2回にわたって、電源を順次操作して、調査対象機器（大型チラー、屋上脱臭装置及び3階室外機群）のうちいずれか一つ、複数又はすべての機器が稼働している状態若しくはすべての機器が停止している状態とした。

イ 他方、その間、申請人宅においては、前半は被申請人施設に面する南側の窓を開け、後半はこれを閉めた状態で、申請人が最も被害を感じる場所として自ら選定した北側洗面所（別紙2「調査場所」記入地点）において、自身の体感（音又は振動の感じ方、体調の変化等）について記録するという方法で調査を実施した（以下「本件体感調査」という。）。調査時間中、申請人宅内の電化製品及び申請人建物3階に設置された室外機はいずれも電源を切っていた。

ウ 調査時間中の申請人宅内における音圧レベルの変化を確認するため、あわせて簡易的に騒音測定を実施した（以下「本件簡易測定」という。）。

エ 調査時間中、各調査対象機器に公調委事務局職員が1名ずつ、申請人宅に塩田専門委員及び公調委事務局職員1名が立ち会った。

## 2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、申請人の感じる圧迫感等の被害が、被申請人施設に設置されている大型チラー、屋上脱臭装置モーター及び3階室外機群（以下これらを「本件設備」という。）の稼働に起因するかである。

#### (1) 申請人の主張

##### ア 低周波振動音・可聴音（騒音）等の発生及び被害

被申請人は、被申請人施設の開設以来、以下のとおり、本件設備の稼働に伴い、低周波振動音、可聴音及びこれらの複合音を発生させ、申請人宅に伝搬させている。

(ア) 低周波振動音は、申請人建物の柱・床・梁の振動を伴う音であり、24時間一定の途切れることのないベース音として申請人宅内に響いている。天井、床、柱や梁の近辺では音が高くなり、それらの中間では音が低くなるが、建物の柱付近や身体を横たえた際に床から感じる低周波振動音は特にひどく、鼓膜や心臓にバイブレーションのように響く。

本件設備から発生する振動は、岩盤を通じて申請人建物全体に伝搬し、各階に振動音を生じさせている。申請人宅は、コンクリート床の上に何十本という金属棒を立てて住居床を支えている構造となっているため、振動音が顕著に伝わりやすい。

申請人は、平成24年7月及び10月に公調委事務局が実施した現地調査において、被申請人施設に立ち入った際、申請人宅で常時間こえる振動音が、屋上脱臭装置モーターの音と同様の波長であったため、振動音の主たる発生源が屋上脱臭装置モーターであることを認識した。

(イ) 可聴音とは、「騒音」と同義であり、主に大型チラーの稼働に伴うものである。年間を通して聞こえ、特に、大型チラーの稼働率の上

る夏季及び冬季がひどい。可聴音には、防音壁の隙間から漏れて直接申請人宅に伝搬するものと、防音壁を回折して被申請人施設に面しない申請人宅の北側から聞こえるものがある。

(ウ) 本件設備の各機器は、個別に可聴音及び低周波振動音を発生するほか、特に、各機器が同時に稼働する場合には、可聴音と低周波振動音が複合し、各部屋の中央部では一箇所にとどまっていることが困難となるほどに強い重低音が発生する。

(エ) 申請人は、被申請人施設からの可聴音、低周波振動音及びこれらの複合音により、ひどい圧迫感や不快感を覚える。特に、体を横たえると、途切れることのない音により気分が悪くなり、安眠することができない。

なお、申請人の次女は被申請人施設からの騒音によるストレスや睡眠不足から発作を起こしやすい状態になったほか、申請人の妻も多大なストレスを受けている。また、申請人建物の賃借人からは、睡眠の妨げになるなどの苦情の申出が時折ある。

(オ) 申請人宅では、列車の通過音や近隣ホテルに設置された室外機等からの音も聞こえるが、被申請人施設以外から発生するこれらの音は、低周波振動音を伴わず、短時間で音が途切れるものなどであって、申請人にとって耐え得る範囲のものであるから、申請人の健康被害の原因ではない。

#### イ 被申請人による防音対策

被申請人が設置した防音壁や防音小屋は、隙間が多く、近年では、吸音材が大きく剥がれ落ちている箇所も複数見受けられるなど劣化した状態であって、防音効果に乏しい。

#### ウ 本件体感調査に対する意見

本件体感調査は、事前に申請人に本件設備の稼働・停止のパターンを知らせずに、5分間隔で稼働や停止を切り替え、申請人に1分ごとの体感変化を記録するよう求める方法で実施されたものであり、緊張感等により申請人は体感を記録する余裕が持てなかった。したがって、同調査の結果には、申請人の受けた被害の実態が正確に反映されていないから、これをもって因果関係の有無が判断されるべきではない。

## (2) 被申請人の主張

被申請人は、申請人からの苦情を受けて、騒音や低周波音対策として、防音壁を設置したり、屋上チラー等の稼働時間を短縮するなどの各措置を講じた。これらの措置によって、被申請人施設から発生する騒音が規制基準を満たしていることは、これまでの測定結果等からも明らかである。

## 第3 当裁定委員会の判断

1 前記前提事実、括弧内掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

### (1) 本件設備の概要（乙6，職2，事実調査の結果）

大型チラーは、被申請人施設内全体の空調管理のために使用されている。屋上脱臭装置は、地下2階に設置された透析排水除害処理施設の換気のために使用されており、24時間稼働している。

3階室外機群は、被申請人施設の地下1階の各室並びに1階のTV-X室、X線操作室、CT室、CT撮影室及び内視鏡室の空調管理のために使用されている。なお、同室外機群は、被申請人施設開設時には屋上に設置されていたが、平成12年2月頃、現在の場所（3階ベランダ）に移設された。

### (2) 騒音及び低周波音等の測定結果並びに被申請人施設における防音対策

(甲2，乙1，6，7，職1，2)

ア 被申請人は、本件設備等の防音対策として、平成10年12月12日から、被申請人施設3階及び屋上の申請人建物側全体に、素材表面がアルミ繊維吸音板、外枠が網入型ガラス、内部がロックウール吸音板構造の防音壁を取り付ける等の工事を行うこととした。

イ 前記防音対策工事を担当することとなったd株式会社（以下「d」という。）は、同日、着工にあたり、申請人建物5階ベランダにおいて、本件設備等の運転時及び停止時の騒音を測定した。

その結果、運転時の騒音レベルは60から61dB、停止時の騒音レベルは48から51dBであった。

ウ dは、工事施工中（屋上の防音ガラス設置工事完了後吸音材張り施工前）の同月26日、申請人建物3階及び5階ベランダにおいて、本件設備等の運転時の騒音を測定した。

その結果、運転時の騒音レベルは、3階ベランダで54dB、5階ベランダで57ないし58dBであった。

エ dは、被申請人施設の防音対策工事（吸音材張り）施工中の平成11年2月6日午前11時から午前12時までの間、申請人建物5階ベランダ等において、本件設備等の運転時及び停止時の騒音を測定した。

その結果、申請人建物5階ベランダにおける運転時の騒音レベルは、51ないし53dB、停止時の騒音レベルは49dBであった。同社の作成した報告書には、運転時の上記測定結果について暗騒音の影響を大きく受けた値であるといえる旨の考察がある。

オ e株式会社（以下「e」という。）は、同年8月4日午後6時から同月5日午後6時までの間、被申請人施設4階の申請人建物側の3か所等において、騒音を測定した。なお、上記測定時の大型チラーの稼働時間は午前7時から午後10時30分まで、3階室外機群のうち厨房及び1



階系統の稼働時間は午前5時30分から午後10時30分まで、その他の系統は24時間断続運転であった。

その結果、上記測定地点のうち、1か所においては、 $L_{50}$ が規制基準値を下回ったが、2か所においては、夜間や朝の一部の時間帯に3階室外機群の一部が稼働すると、 $L_{50}$ が規制基準値を数dB上回ることがあった。なお、夜間、被申請人施設の全機器が停止している際の上記測定地点の騒音レベルは47ないし48dBであった。

カ 前記防音対策工事は、平成12年2月に完了した。

eは、同工事施工後の騒音を調査するため、同月24日午前11時から同月25日午前11時までの間、被申請人施設4階の申請人建物側3か所等において騒音の測定を実施した。

その結果、上記測定地点における $L_{50}$ は、ヘリコプターの通過音やバイクのエンジン音等により外部騒音が上昇した一部の時間帯を除くすべての時間帯において、規制基準を下回った。

キ 被申請人は、武蔵野市の指導を受けて、同年8月29日、大型チラー及び3階室外機群の稼働時間を午前7時から午後10時30分までに変更し、その後さらに午前7時から午後10時までに変更した。なお、被申請人は、平成16年7月、大型チラーの稼働時間を上記のとおり制限したことを受けて、病棟の各室にルームエアコンを設置した。

ク eは、平成13年6月26日午後9時30分から午後11時30分までの間及び平成14年6月15日午前1時から午前4時までの間、申請人宅の内外において、騒音及び振動の測定を実施した。

その結果は以下のとおりである。

(ア) 申請人建物5階ベランダにおける騒音レベルは50から54dBであったのに対し、周辺の列車や自動車の通過音による影響のない場合

の申請人宅室内における騒音レベルは27から34dBであった。

(イ) 室内の敷居上の振動加速度レベルは45から52dBであった。3分の1オクターブバンド周波数分析の結果によれば、申請人宅内で観測された振動と大型チラー及び屋上脱臭装置から生じる振動との間には、いずれも明確に対応する周波数成分は見られず、申請人宅内の振動に関して、大型チラー及び屋上脱臭装置の稼働に伴う振動の影響は認められなかった。

(ウ) 同社作成の報告書には、深夜、被申請人施設におけるほぼすべての機器が停止した状態でも、申請人宅室内において横たわると、音圧レベルで考えれば騒音計で確認できる範囲ではない十分に小さいものではあるが、低周波音を感じるがあったとの記載がある。

ケ 武蔵野市は、平成15年1月29日午後10時から同月30日午前1時35分までの間、被申請人施設に設置された各種設備（本件設備を含む。）の音源測定及び申請人宅への影響確認並びに申請人宅室内の低周波音測定及び音源確認を実施した（以下「平成15年武蔵野市調査」という。）。その結果は、以下のとおりである。

(ア) 音源測定の結果

本件設備の近傍で測定された騒音レベルは、大型チラー2台について、2台とも稼働中の場合で81dB、1台のみ稼働中の場合で72dB、屋上脱臭装置について73dB、3階室外機群（一部が稼働している状態）で67dBであった（なお、本測定結果は目測によるものであり、暗騒音を含むものである）。

(イ) 騒音測定結果

申請人建物5階ベランダにおける騒音のレベルは、大型チラー稼働時において53ないし54dB、大型チラー停止かつ3階室外機群一部

稼働時において49ないし50dB、被申請人施設3階敷地境界付近における騒音レベルは57dBであった（なお、本測定結果は目測によるものであり、暗騒音を含むものである）。

(ウ) 低周波音測定結果

申請人宅室内におけるG特性音圧レベルは、大型チラー稼働時で61.1dB、停止時（ただし、3階室外機群の一部は稼働中であった。）で60.2dB、申請人宅室内における3分の1オクターブバンド中心周波数における音圧レベルは別紙5のとおりであって、いずれも「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月 環境省環境管理局大気生活環境室）に示された低周波音による心身に係る苦情に関する参照値（以下単に「参照値」という。）を下回った。

コ 本件体感調査及び本件簡易測定の結果は、公調委事務局作成の「体感調査結果」（職2）及び塩田専門委員作成の「見解書」（職3）にまとめられているが、概要以下のとおりである。

(ア) 調査対象機器の稼働状況は、おおむね計画どおりであった。ただし、大型チラーは、電源を入れると、チラー本体及びモーターが対になって2台がほぼ交互に稼働した。モーターは稼働に伴い音を発生したが、本体は稼働時においても目立った音を発生する場合と発生しない場合があった。3階室外機群は、電源を入れても、室外機ごとに実際に稼働を開始するまでには時間差があり、五月雨式に稼働する場合や一部しか稼働しない場合もあった。

(イ) 本件簡易測定の結果は、別紙6「申請人宅内の音圧レベルの変化(①5分ごと)」及び同7「申請人宅内の音圧レベルの変化(②1分ごと)」記載のとおりであった（なお、本件簡易測定においては、0.1秒ごとにA特性音圧レベルを記録したが、列車や自動車の通過音など頻繁

に発生した一時的な環境音による音圧レベルの変化の影響を極力排除するために、調査対象設備の音が稼働中大きく変動するものではなかったことを勘案して、5分ごと及び1分ごとの $L_{95}$ （90%レンジの下端値）を算出してグラフ化した。）。

窓開けの状態における5分ごとの $L_{95}$ は、最小26.9dB、最大30.5dB、1分ごとの $L_{95}$ は、最小26.8dB、最大31.8dBであり、チラー本体から目立った音が発生した時間帯については申請人宅内の音圧レベルもやや上昇する傾向が見られた。

窓閉めの状態における5分ごとの $L_{95}$ は、調査時間中終始21dB前後で推移し、1分ごとの $L_{95}$ は、最小で20.5dB、最大で26.6dBであった。

#### (ウ) 本件体感調査の結果及びその分析

本件体感調査の結果は、別紙8「体感調査結果総括表」のとおりである。

同調査の結果によれば、大型チラー本体から目立った音が発生している時間帯については申請人の体感が一定程度対応している可能性が認められるものの、窓開けで実施した場合より窓閉めで実施した場合の方が全体として音の感じ方が強い傾向がうかがわれるなど、本件設備の稼働状況と申請人の体感との間には明確な対応関係は認められなかった。

また、体で感じる不快感についても、全体として、本件設備の稼働状況との間に対応関係は認められなかった。

## 2 判断

### (1) 低周波振動音について

ア 申請人は、本件設備の稼働により、低周波振動音として、床等の振動

を伴う音が申請人宅に伝搬している旨主張するので、まず、申請人宅内の振動及び低周波音の状況を以下検討する。

(ア) 申請人宅内の振動の状況

前記1(2)クのとおり、申請人宅内で観測された振動は、3分の1オクターブバンド周波数分析結果に照らし、大型チラー及び屋上脱臭装置の稼働に伴う振動が伝搬したものとは認められなかったこと、そのレベルも最大でも52dBであって、一般に人の振動に対する感覚閾値とされる55dBを下回っていたことが認められる。また、前記1(1)認定に係る本件設備の概要に加え、被申請人施設の屋上や3階に設置された本件設備の稼働による振動が申請人宅に伝搬するためには、同施設全体とこれに接する地盤をも振動させる必要があるが、精密な医療機器を扱う同施設内において、そうした振動発生への報告は一切ないこと（審問の全趣旨）から見ても、本件設備が、申請人宅室内で感知することのできる振動を発生、伝搬させているとは考え難い。これらの事情からすると、本件設備の稼働に伴う振動が、人が感知し得るレベルで申請人宅に伝搬しているとは認められない。

(イ) 申請人宅内の低周波音の状況

前記1(2)ケのとおり、大型チラー稼働時において、申請人宅内で観測されたG特性音圧レベルは61.1dB程度であって、超低周波音の参照値とされる92dBを十分に下回っていたこと、同所で観測された低周波音の3分の1オクターブバンド中心周波数における音圧レベルはいずれも参照値を超えたことがなかったことが認められる。

なお、平成14年6月に実施された測定についての報告書（前記1(1)ク(ウ)）の「まとめ」部分には、「深夜の申請人宅室内において横たわると、低周波音を感じるがあった」旨の記載がある。しか

しながら、測定中感じるとされた「低周波音」は、騒音計で確認できる範囲ではない十分に小さいレベルである上、そもそも、当該時間帯において、被申請人施設に設置されているほぼすべての機器が停止していたのであるから、同記載のみでは、本件設備の稼働に伴う低周波音が申請人宅内に伝搬していると認めるに足りない。

#### イ 体感との対応関係

申請人は、自身の感じる低周波振動音について「振動を伴う音」と表現しているところ、本件体感調査において申請人が記録した「音」及び「体で感じる不快感」のいずれについても、各調査対象機器の稼働状況との間に明確な対応関係が認められなかったことは、前記1(2)コのとおりである。

申請人は、本件体感調査について、公調委事務局の求めた体感の記録方法等に問題があり、被害実態が正確に反映されていない旨主張する。しかしながら、申請人が感じている音と本件設備の稼働音との対応関係を確認するという体感調査の目的からすれば、設備の稼働状況に対する先入観を排除する必要があるから、設備の稼働・停止パターンをあらかじめ申請人に教示することはあり得ず、この点の批判は申請人の理解不足に基づくものにすぎない（なお、こうした体感調査の目的及び方法については、公調委事務局職員が事前に十分な説明をしている。）。また、申請人は、準備書面等において、平常時における自らの体感状況を繰り返し詳細に記述していることからすれば、本件体感調査時においても、真に音を感じていたのであれば、その状況を記述することは決して困難なことではなかったはずである。それにもかかわらず、申請人の体感記録は、別紙8のとおり、極めて曖昧な記述に終始しているのであるから、本件体感調査時、申請人は、本件設備の稼働音をほとんど感じ取れてい

なかったことが推測されるだけでなく、準備書面等における体感状況の記述の信用性にも疑念を抱かせるものというべきである。したがって、申請人の上記主張は採用することができない。

#### ウ 小括

以上のとおり、本件設備の稼働に伴う振動は、申請人宅において一般に人が感知できるほどの大きさではないこと、低周波音のレベルも参照値を十分に下回っていることに加え、申請人の体感と本件設備の稼働状況との間の対応関係も明らかでないこと等の事情を総合すると、申請人が感じていたと主張する振動や低周波音が本件設備の稼働に伴うものであるとは認められない。

この点、申請人は、専門家から、被申請人施設と申請人宅窓側はV字型谷底形状となっているため、騒音や低周波振動音の被害が大きくなっている旨の意見を受けたと主張する。しかしながら、仮に、上記専門家の意見の内容が、申請人の述べるとおりであったとしても、同意見は、一般論ないし理論上の可能性を指摘したものにはすぎないと解され、実測や体感に基づくものではないから、上記認定を覆すには足りない。

#### (2) 騒音について

ア 前記認定の各事実によれば、被申請人が平成12年2月までに実施した防音対策工事によって、10dB程度の騒音の低減効果が認められたものの、同工事完了後である平成15年武蔵野市調査時点においてもなお、本件設備の一部が稼働している状態で、申請人建物5階ベランダで53から54dB、被申請人施設3階敷地境界付近で57dBの騒音が観測されたことが認められる。上記測定結果に加え、各音源の音圧レベルは、目測ではあるものの最大のもので約81dBであるのに対し、申請人宅と被申請人施設の距離は最も近接した地点で2mほどにすぎないことからす

れば、一定の距離減衰効果や申請人宅及び被申請人施設周辺には車両や列車通過音といった他の音源も複数存在すること（前記認定のとおり、暗騒音は、平成11年2月の測定時において49dB、同年8月測定時において47から48dBであった。）等の事情を考慮しても、本件設備の稼働音が、現時点においても申請人宅内に可聴域の騒音として伝搬していることは否定できない。

イ しかしながら、前記認定のとおり、本件設備稼働時における申請人宅の室内で観測された騒音レベルは、平成14年6月調査時において最大で34dB、本件簡易測定時において窓を開けた状態で31.8dB程度であって（これらの測定結果を上回る騒音が室内で観測されたことを示す証拠はない。）、これらを全国環境研協議会・騒音小委員会作成の「騒音の目安」と比較すると、図書館内の騒音レベルを下回り、都市・近郊区における夜間の住宅地の騒音レベルと同程度であり、本件体感調査の結果も、申請人の体感と本件設備の稼働状況との対応関係の存在は明らかでなかった。これらの事情からすると、低周波振動音についてだけでなく、申請人が感じるという可聴音（騒音）についても、本件設備の稼働により発生したものであるとは認められず、他に、この対応関係を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) なお、申請人は、被申請人施設に設置されている本件設備以外の機器等が音源である可能性についても主張するが、それらの機器についても同様に、その稼働音が申請人の感じている音であるとは認めるに足りる証拠はない。

(4) まとめ

このように、申請人が感じるという低周波振動音及び騒音のいずれについても、それらが本件設備の稼働に伴って発生したものと認め難いから、



申請人の身体症状がそれらに起因すると認めることはできない。

#### 第4 結論

以上によれば、申請人の本件申請には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成26年1月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 柴 山 秀 雄

裁定委員 杉 野 翔 子

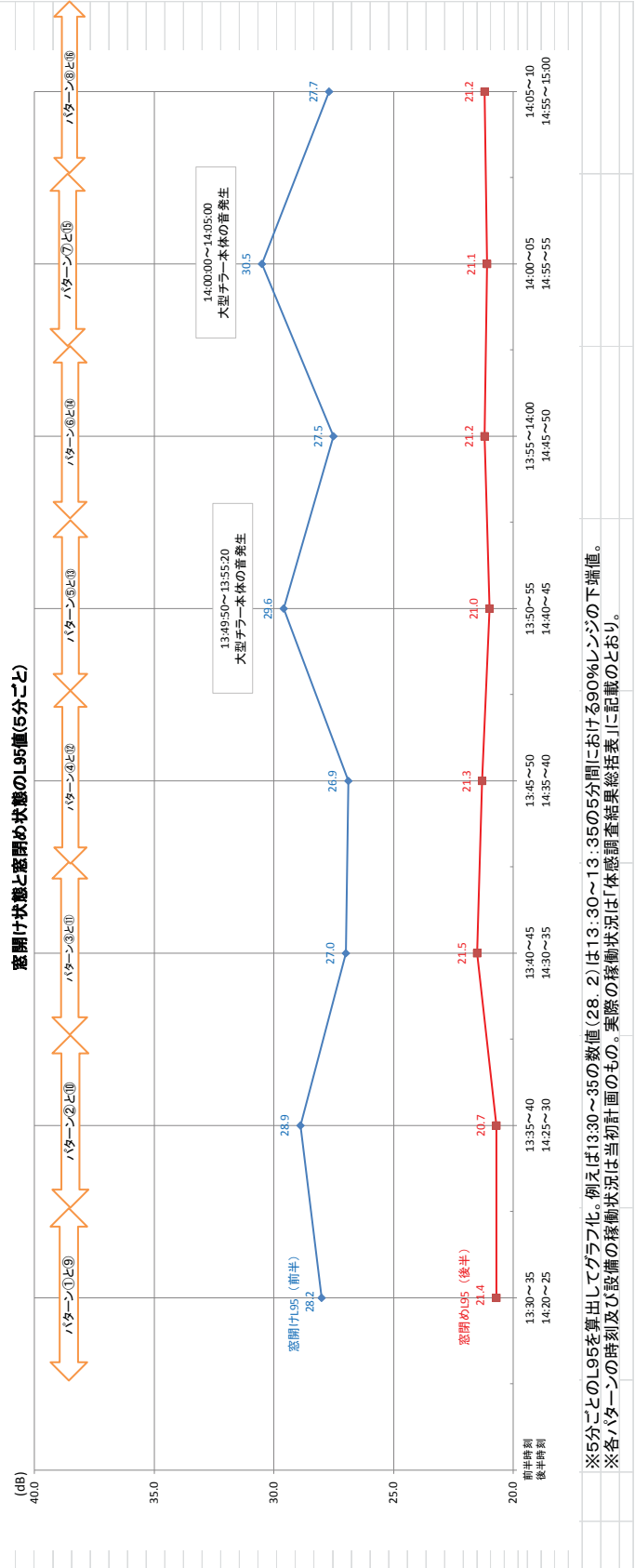
裁定委員 吉 村 英 子

(別紙一部省略)

1/3オクターブ中心周波数(Hz)		10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	備考
調査時刻・調査地点	23:19 (申請人宅居間)	47.6	45.9	45.7	47.5	47.5	45	39.6	39.9	34	35.3	
	23:21 (申請人宅居間)	56.9	53.2	53.1	54.1	51	49.3	48.2	46.2	40.9	40.3	
	23:44 (申請人宅和室)	42.1	45.8	52.1	47.9	42.4	39.7	35.6	38.4	33	27.8	申請人宅において、冷蔵庫・時計使用中。
	23:46 (申請人宅和室)	51.2	55.9	61.2	56.4	47.9	42.8	42.7	47.5	37.6	34.2	同上
	23:56 (申請人宅和室)	43.3	40.8	44.9	45.1	42.8	41.7	37.2	37	30	28.4	申請人宅において、冷蔵庫・時計停止中。
	23:58 (申請人宅和室)	51.3	48.8	53.6	51.8	48.2	45.2	45.3	45.2	40.6	34.5	同上
参照値		92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	

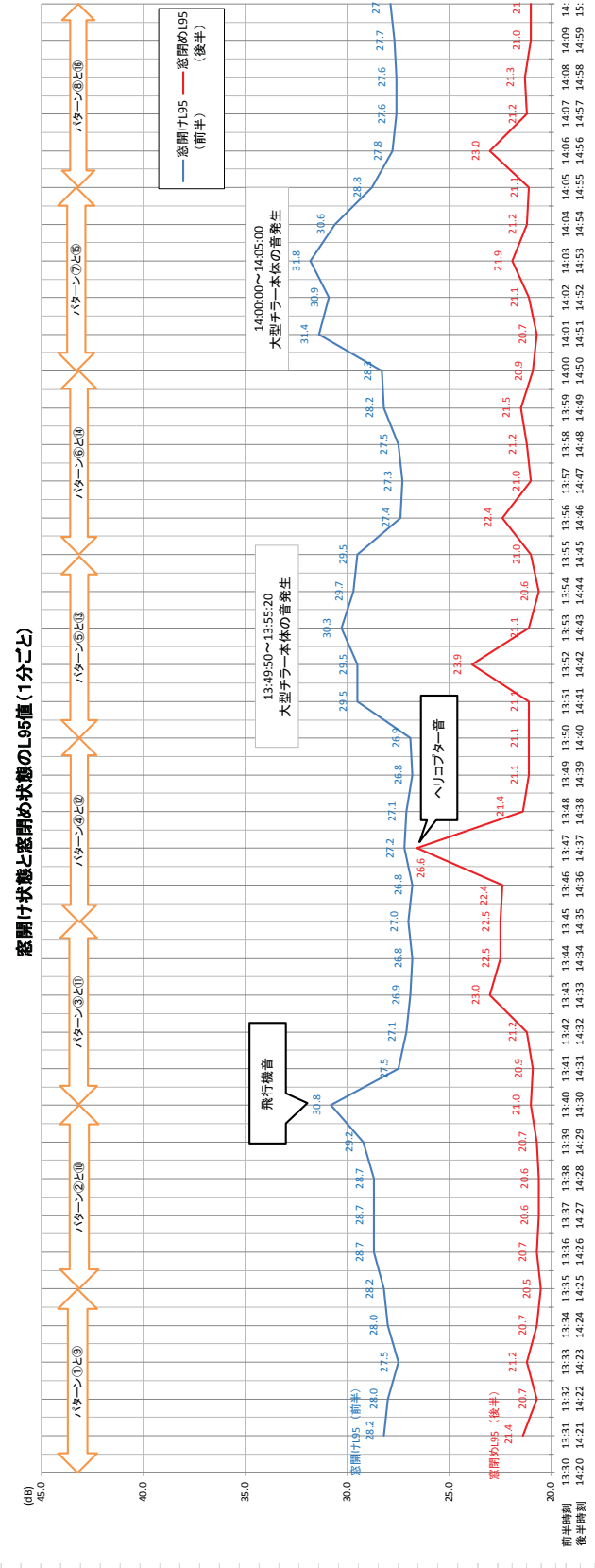
申請人宅内の音圧レベルの変化 (①5分ごと)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
パターン	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け
状態	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け
開始時間	13:30	13:40	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05
終了時間	13:35	13:40	13:45	13:55	14:00	14:05	14:10
パターン	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
状態	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め
開始時間	14:20	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55
終了時間	14:25	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55	15:00
屋上チャラー	○	×	×	○	×	○	×
3階室外機	○	×	×	×	○	○	○
屋上脱臭装置	○	○	×	×	×	×	○



申請人宅内の音圧レベルの変化 (②1分ごと)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
パターンの状態	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け	窓開け
開始時間	13:30	13:40	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05
終了時間	13:35	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05	14:10
パターンの状態	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
状態	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め	窓閉め
開始時間	14:20	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50
終了時間	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	15:00
屋上チャラー	○	○	×	○	×	○	×
3階室外機	○	×	×	×	○	○	○
屋上脱臭装置	○	○	×	×	×	×	○



※1分ごとのL95を算出してグラフ化。例えば13:30~13:31の数値(28.2)は13:30~13:31の1分間における90%レンジの下端値。  
 ※各パターンの時刻及び設備の稼働状況は当初計画のもの。実際の稼働状況は「体感調査結果総括表」に記載のとおり。

体感調査結果総括表 (前半：窓を開けた状態で実施)

調査日：平成25年4月25日(木) 晴れ：ほほ無風(時折東風)

時分	対象設備稼働状況(矢印は稼働時)		申請人の体感				体感した場所	備考 (病状上で確認した騒音)
	大型子ラー	3F室外機(全9台)	脱臭装置	病院施設の音 (①聞こえない ②聞こえる(大中小))	体で感じる不快感の度合い(A音/B振動) (①感じない ②やや感じる ③感じる (4)大いに感じる)	申請人毛洗面所		
13	30	↑6台稼働	↑	○		A	以下同じ	
	31							
	32							
	33							
	34							
	35	↓35:30停止	↓					
	36							
	37							
	38							電車通過音
	39							飛行機音
	40	40:06停止	↓					
	41							
	42							
	43							電車通過音
	44			↓44:35停止				
	45							
	46							
	47							
	48							
	49	49:50稼働	↑					電車通過音
	50							
	51							
	52							
	53				○ 小			電車通過音
	54							
	55	55:20停止	↑1台稼働		○ 小			
	56		56:30~2台					
	57		57:20~9台					
	58							
	59							
14	0				小			
	1							
	2							
	3							
	4							
	5		05:20~5台	↑A:35稼働				
	6							
	7							
	8							
	9							

※大型子ラーは2台中1台が稼働する交差点に稼働、点線部分は主にモーター稼働音が発生、実線部分は子ラー本体から大きな音が発生。  
※「体で感じる不快感の度合い」は、低周波音成分の音波などを体のどこかで感じる場合はA、全身で振動を感じる場合はB。

時分	対象設備の稼働状況 (矢印は稼働時)		申請人の体感				備考 (病院上で確認した稼働音)
	大型チャージャー (全9台)	3F 室外機 (全9台)	脱臭装置	病院施設の音 ①聞こえない ②聞こえる (大中小)	体で感じる不快感の度合い(A音/B振動) ①感じない ②やや感じる ③感じる ④大に感じる	体感した場所	
<b>体感調査結果総括表 (後半:窓を閉めた状態で実施)</b>							
時分	対象設備の稼働状況			申請人の体感			
	大型チャージャー	3F 室外機	脱臭装置	病院施設の音 ①聞こえない ②聞こえる (大中小)	体で感じる不快感の度合い(A音/B振動) ①感じない ②やや感じる ③感じる ④大に感じる	体感した場所	備考 (病院上で確認した稼働音)
14:20	↑	↑	↑	小	A	申請人把洗面所	
21						以下同じ	
22							
23							
24							電車通過音
25		↓25:40停止					
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33				小 up/小中			
34			↓34:30停止	//			
35				//			
36				//	A up		ハリ音
37				//	? 小		
38				小	? 小?		電車通過音
39	↑39:55稼働			小	A		電車通過音
40				小	A		ハリ音
41				小	? 小		電車通過音
42				小	? 小		
43				小	A		
44				小			電車通過音
45	↓45:20停止			小			電車通過音
46		↑46:30~1分稼働		小?			
47		↑47:20~9分		小?			
48				小?			電車通過音
49				小?			
50	↑			小?			
51				小?			電車通過音
52				小?			電車通過音
53				小?			電車通過音
54	↓54:55停止	↑54:20~7分	↑54:20稼働	小?			
55			↑55:30~9分	小?			
56				小			
57				小			
58				小			
59				小	A		

※大型チャージャーは2台中1台が振動を発生し稼働、点検部分は主にモニター稼働音が発生、実線部分はモニター本体から大きな音が発生。  
※「体で感じる不快感の度合い」は、低周波音成分の音波などを体のどこかで感じる場合はA、全身で振動を感じる場合はB。